

令和8年度 8月定例教育委員会



福岡市教育委員会

令和 8 年度 8 月 定例教育委員会

日 時 令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(8 月議事録署名委員 加賀美職務代理者、古屋委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
議案第 12 号 教育財産(山廬施設近接地)の取得の申し出について
議案第 13 号 笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部改正について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 午後 2 時 開会
市民窓口館 102 会議室

議案第12号（8月）

教育財産(山廬施設近接地)の取得の申し
出について

生涯学習課

議案第 号

教育財産（山廬施設近接地）の取得の申し出について

別紙のとおり、教育財産（山廬施設近接地）の取得の申し出について、議決を求める。

令和8年8月7日

笛吹市教育委員会
教育長 望月 栄一

提案理由

教育財産として、市長に対し山廬施設近接地の取得について申し出を行うため

議案第13号（8月）

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部
改正について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会生涯学習課

題名	(平成 16 年笛吹市条例第 113 号) 笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例
趣旨 目的	会議の招集に係る規定を新設し、円滑な審議会運営を図るため、所要の改正を行う。
概要	次のとおり改正する。 1 第 7 条の見出しを(会議)とし、同条に次の規定を加える。 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 第 7 条の議決に関する規定 改正前 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、 <u>会長</u> の決するところによる。 改正後 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、 <u>議長</u> の決するところによる。
経過	笛吹市地下水資源保護審議会条例の規定において、会議の招集を市長が行うという例規上の整理不足が確認された。 このため、他の例規における同様の規定を検証したところ、笛吹市スポーツ推進審議会条例において、会議の招集に係る規定の不備が確認されたため、改正する必要が生じた。
関係 法令	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) スポーツ基本法(昭和 23 年法律第 78 号)
予算 措置	令和 8 年度当初予算 120 千円
その他	

議案第 号

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

笛吹市スポーツ推進審議会条例(平成 16 年笛吹市条例第 113 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(会議)」に改め、同条第 2 項中「会長」を「議長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

会議の招集に係る規定を新設し、円滑な審議会運営を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市スポーツ推進審議会条例(平成16年笛吹市条例第113号)新旧対照表

改正案	現行
<u>(会議)</u> 第7条 <u>審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる。	<u>(議事)</u> 第7条 [新設] <u>-</u> (略) <u>2</u> 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる。